令和３年1月４日

新型コロナウイルス感染拡大防止措置による

認定単位取得期間の猶予について

　G08認定薬剤師の認定更新日が令和３年１月１日から３月３１日までの方で、期限内に必要単位数を取得することが困難になった方に対し、単位取得期間を最大3か月間延長します。また、現在認定薬剤師継続中で、年間５単位以上の取得が困難となった場合も同様に延長します。

これに当てはまる方は、認定更新日までに下記の「認定単位取得期間延長申請書」を石川県薬剤師研修センターまで提出してください。折り返し延長許可の通知を送ります。その後不足分の単位が取得できましたら、更新申請書、研修手帳及び認定単位取得期間延長申請書（延長許可の記載があるもの）を添えて速やかに申請してください。

なお、認定更新日から不足分の単位取得後申請までの期間は、認定薬剤師資格を有しているものとみなします。

公益社団法人石川県薬剤師会

石川県薬剤師研修センター

「認定単位取得期間延長申請書」

石川県薬剤師研修センター長　様

新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、認定期限内に単位を取得することが困難なため、単位取得期間の延長を申請します。

　　　 　 年　　月　　日

認定番号： 　G08-

認定更新日：

氏　　　名：

連　絡　先：

（勤務先等） TEL：

上記、認定薬剤師の単位取得期間延長を

　　　　年　　月　　日　まで認めます。

年　　月　　日

公益社団法人石川県薬剤師会

石川県薬剤師研修センター

Fax 076-223-1520